平成２３年（フ）第３７号
沖縄県沖縄市明道１丁目24番11号　辺土名アパート205号室
債務者　義永ミエ子（旧姓仲與根）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　潤二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１１１号
埼玉県日高市武蔵台３丁目17番６号
債務者　畠山　裕介
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　太司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２９号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目14番８号
債務者　湯本　公三
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８２号
和歌山県岩出市荊本115番地の18
債務者　赤松フミヱ
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　行正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３１号
埼玉県狭山市鵜ノ木７番10号　鵜ノ木台団地303
債務者　江﨑　正記
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　亮淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４８号
山口県宇部市則貞４丁目16番11号
債務者　林　　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近本佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１９７号
山口県宇部市則貞４丁目16番11号
債務者　林　　秀明
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近本佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９号
岩手県大船渡市三陸町越喜来字所通107番地市営住宅所通団地２号棟、前住所岩手県大船渡市三陸町越喜来字沖田50番地
債務者　金野日出夫（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１２号
岩手県一関市山目字三反田42番地
債務者　上野　美昭
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１３号
岩手県大船渡市盛町字沢川23番地１
債務者　千葉　良二
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１５号
岩手県大船渡市赤崎町字後ノ入58番地３
債務者　今野　周典
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第７号
奈良県宇陀市室生区三本松1758番地
債務者　新井達子こと　孫　　聖翼
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
奈良県橿原市東坊城町416番地の１　県住坊城団地１―306
債務者　三浦知余美（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
奈良県橿原市北妙法寺町525―102、住民票上の住所奈良県五條市田園２丁目26番地の６
債務者　山本　博文
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
奈良県五條市田園２丁目26番地の６
債務者　山本　淳子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第９７４号
埼玉県入間市久保稲荷４丁目18番地10
債務者　池田　喨助
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９号
埼玉県所沢市小手指南３丁目31番地の１
債務者　伊藤　則男
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２３号
三重県伊勢市宮後２丁目６番13号
債務者　北村　昌美
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係